

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第3回寒川町子ども・子育て会議		
日 時	平成29年11月27日（月）10:00～	開催形態	公開
場 所	東分庁舎2階第3会議室		
出席者	磯川委員長、望月委員、鷺見委員、志賀委員、藤崎委員、 白岩委員、菊地原委員、井上委員、野坂委員 ※事務局…野崎健康子ども部長、宮崎子育て支援課長 子育て支援課 秋庭主査、守屋主査、今澤副技幹 保育・青少年課 徳江副主幹、亀井副主幹 ※傍聴人2名		
議 題	（１） 寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）に対する パブリックコメントの実施結果について （２） 寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）について （３） 家庭的保育事業の利用定員について （４） その他 ① 寒川町家庭的保育事業等指導監査実施要綱の制定について （報告） ② 寒川町特定教育・保育施設等確認監査実施要綱の制定に ついて（報告） ③ 今後の新園の予定について		
決定事項	議事録承認委員 藤崎委員、白岩委員に決定 （１）～（３）了承 （４）その他（報告事項）		
議事録	1 開 会 2 議事録承認委員の指名 3 議題 （１）寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）に対するパブリックコ メントの実施結果について ＜資料1により説明＞ 【事務局 秋庭】 資料1をご覧ください。今回のパブリックコメントの実施結果 報告書でございます。前回の会議でご審議いただいた、寒川町子ども・子育て支		

	援事業計画（改訂版）（案）を9月27日水曜日から10月26日木曜日までの30日間、1ページ目の中ほどに記載の配布閲覧場所におきまして、パブリックコメント手続を実施いたしました。実施にあたっては、9月4日に開催された文教福祉常任委員会協議会に、パブリックコメント手続の実施について報告したところ、意見をいただきたい対象者が関わる保育園や幼稚園、小児科などを配布閲覧場所に加えてはどうかとのご意見をいただいたことから、前回の会議でご説明した際の配布閲覧場所に対して、町内の保育所4園と幼稚園等4園、産婦人科、小児科の4医療機関を追加いたしました。 提出されたご意見は、4名の方から4件ございました。2ページと3ページのご意見の内容と、それに対する町の考え方・対応でございます。 2ページをご覧下さい。1番目のご意見は、一時預かりや延長保育、放課後児童クラブに関連して、世帯平均年収の低下や核家族化に伴う親の負担増、働きやすく子育てしやすい環境のために、学校・こども園外の預かり保育が必要で、そこでの食事やおやつ、運動や勉強の提供の検討、また、保育の質を上げる意味で預かり先の報酬、賃金の増額や保護者の給与に対する単身赴任や生活インフラへの負担の実態把握により、補助や控除を行うことを検討してはどうかという趣旨の内容です。これに対して町としては、放課後児童クラブや一時預かり、延長保育を既に実施しており、その中で運動や勉強に対応しているケースもあることや、おやつを提供していること、また、ファミリー・サポート・センター事業では、食事の提供も可能であることについて触れながら、報酬や賃金は、委託先や運営先の各法人の規程により支払われていること、ファミリー・サポート・センターについては、有償ボランティア制であることや、その理由について回答し、最後の給与に対する実態把握等の検討については、確定申告と現行の所得把握方法以外に正確かつ公平に実態を把握することは困難であることから、実施する考えはないということで回答してまいります。 2番目は、小規模保育事業に関して、男性保育士に女兒のおむつ替えをさせないでほしい旨の意見と、いろいろと事情があるご家庭について、そこから迷惑を受ける側からも、そういうご家庭の支援について相談できたらいいといった趣旨のご意見をいただきました。これにつきましては、前段については町の現状と、今後、男性保育士が保育する状況が生じる場合は、事業所に対して配慮してもらえるよう依頼していく旨を、また、後段についてはさまざまな事情を持つ家庭が増えており、心配な家庭があれば子育て支援課にご相談くださるよう回答してまいります。 3ページをご覧下さい。3番目は、障がいをお持ちのお子さんを育てる親御さんから、障がい児の支援について書かれていないこと、子育てに、不安や孤立感、悩みが尽きないこと、意見にある2点が、障がいのある子どもにも保障されるこ
--	--

とを願っていること、障がい児のことを相談できる窓口を作ってほしいことなどがご意見として提出されました。

町としては、今回の（改定版）（案）は、見直し部分だけなので、障がい児の支援施策について記載がなく、子ども・子育て支援事業計画の75ページや障がい者福祉計画の53ページに、それぞれ位置づけを持って取り組んでいることや、支援事業計画は、意見にある2点も踏まえた法定計画ではありますが、お一人で悩まれるなど、結果的には十分な支援ができていなかったことについてお詫びするとともに、現状として、子育て支援課に2名の相談員がいて、さまざまな関係者と連携を図っているので、不安があれば遠慮なく相談していただければといった内容で回答してまいります。

4番目については、直接、計画そのものとは関連しない内容とは思われますが、書店を誘致してはどうかという趣旨のご意見でした。これに対しては、全国的な書店減少の傾向と同様、町でも書店がなくなり出店を望むところではありますが、経営の継続、採算性の面で出店の働きかけには至っていないことや、本が町の文化をつくることに貢献することは理解しており、町には総合図書館があるので、是非ご利用いただけたらといった趣旨の回答としてまいります。

【委員長】 パブリックコメントで4件の質問等がございました。その内容と、町の考え方について説明がありましたが、これについて、ご意見ございますか。

【井上委員】 意見というほどではないのですが、3番目の障がい児のお子さんがいるということについて、町の回答の部分で、「障がいをお持ちのお子さん」という表記ですが、県では障がいを持つという表現は使っていないのですが、町としてはこういう表現は妥当だということではよろしいですか。障がいがあるとか有するというような表現のほうがふさわしいように、個人的には思います。

【事務局 宮崎】 回答に当たって、我々だけの目ではなくて、障がい福祉の担当の者にも確認はしていただいた中で今回載せていますが、今いただいたご意見の部分はもう一度確認をさせていただいて、直したほうが妥当だということであれば、これを直した形で公表していくような方向で考えたいと思います。ありがとうございます。

※資料1は、「障がいのあるお子さん」に直した形で公表しています。

【委員長】 他に質問はございますか。なければ、このパブリックコメントの実施結果について、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（2）寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）について

＜資料2により説明＞

【事務局 秋庭】 資料2をご覧ください。先ほど申し上げた資料1の意見と、町の考え方・対応を踏まえ、寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）の案を

資料２の内容で確定させたいと考えております。

今回いただいたご意見を受けて、数値を見直す箇所はありませんが、４ページをご覧ください。４ページ以降において、見直し前後で表を比較している箇所について、これまでは、改定前を「現在」、改定後を「見直し後」と表現しておりましたが、「改定前」「改定後」に改めたいと思います。

また、５ページの改定後の数値について、県からの指摘で修正した箇所があります。②確保提供量の３号認定、０歳と１・２歳の、３０年度と３１年度の数値について、前回の会議で承認いただいた時点では、０歳が６０人、１・２歳が１８０人となっていましたが、１・２歳が利用者推計より少なく、確保提供量に不足を見込むことになるとの指摘を受けました。これを受けて３０年度と３１年度の１・２歳を２００人に増やし、その分０歳を４０人に減らすものです。３号認定も、合計及び全体の確保提供量は変わりません。全体として大きく影響する内容ではなかったことから、パブリックコメント手続については、変更前のまま実施しました。今回、ここで修正対応するものです。

今後の予定としましては、本日、この内容でご承認いただけたら、１２月の議会において報告し、年内には見直し案を確定させ、県との法定協議の手続につなげたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

【委員長】 事務局からパブリックコメントをする前の計画と、パブリックコメントが終わってからの計画、改定したところの説明がございました。説明以外のところは変わらないということです。質問等ありましたらよろしくお願いいたします。何かございますか。特によろしいですか。

賛成の方は拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

(３) 家庭的保育事業の利用定員について

<資料３により説明>

【事務局 徳江】 資料３の１ページをご覧ください。家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業で、今年１０月に町内で初の家庭的保育事業が開始されました。家庭的保育事業認可の際には、郵送にてご意見の聴取をさせていただき、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。いただいたご意見については、家庭的保育事業の代表者にお伝えをし、町においても安全面には十分注意するよう指導してまいります。

今回の議題は、利用定員の増についてですが、資料の２ページ目の参考資料のとおり、子ども・子育て支援法によりご意見を伺うこととなっておりますので、多方面からのご意見をいただければと思います。

	戻りまして、資料３の１ページにあります今までの経緯をご説明いたします。 家庭的保育事業は１０月に定員３人で開始されました。認可に当たっては、寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められている面積要件、保育士配置の基準などを満たしているかどうかを確認した上で認可をしております。１１月９日付で代表者の^{あたらし}新様から、定員３人を定員５人に来年度１月から増やすことについての、寒川町特定地域型保育事業者確認変更申請書と寒川町家庭的保育事業等認可事項変更届出書が提出されました。基準を満たしているかを確認した上で、町として認めるかを判断することになります。 町としての考えとしては、面積要件については乳幼児１人当たり３．３㎡以上の面積が必要となりますが、お部屋の面積から基準を満たしていることを確認しております。保育士等の配置についてですが、５人定員ですと子育て支援員の研修を受講した者を２人配置しなければならず、他に調理をする人の配置をする必要があります。既に、代表者と研修受講済みの保育士、資格を持った者が２人いるので、２人は配置可能です。 １２月末に研修を終える者が１人いるので、１月以降は３人でローテーションを組んで保育をする予定とのことです。他に２人、調理員として雇用をしているので、保育士の配置については基準を満たしていることを確認しております。 町としては、認めることを考えておりますが、現場を確認した時に、保育室にサークルやベビーベッドなど、保育を実施するのに必要な備品の他に、事務机、椅子等もあり、有効スペース、動けるスペースが少なく感じました。定員を増やすと乳幼児、保育士も増えるので、事務机などを別のお部屋に移すなど、保育スペースを広くとるよう意見を付して認めることを考えております。 説明は以上になりますが、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。 【委員長】 以上、説明が終わりましたが、質問ございますか。 では、私からいいですか。１人についてどのぐらいの面積が基準ですか。 【事務局 徳江】 乳幼児１人につき、３．３㎡の面積が必要になります。 【委員長】 これは乳幼児ですか。 【事務局 徳江】 はい。家庭的保育事業は０歳から２歳までを保育する事業なので、１人当たり３．３㎡で、それ掛ける定員数の面積があれば基準を満たしているということになります。 【委員長】 乳幼児３人に対して１人の保育士ということですね。 【事務局 徳江】 そうです。３人定員の時には、１人の保育士と調理をする人が１人になります。 【委員長】 説明があつたように、部屋は足りていますが、机等置いてあるので、ちょっと狭いのではないかという疑問があるということですか。 【事務局 徳江】 はい、そうです。
--	---

	【委員長】 それができれば認めるということですよ。 【事務局 徳江】 別のお部屋に移してもらって、保育スペースを広くしていただきたいという意見を付して認めるということを考えています。 【委員長】 わかりました。他に質問はありますか。 【井上委員】 例えば職員が休憩時間の時も、基準があってクリアできているということでしょうか。 【事務局 徳江】 家庭的保育事業で規則や規程があって、職員に対する規程を設けていますので、休憩時間が何時から何時までと代表者の方が決めています。 【井上委員】 私がちょっと心配してしまうのは、職員が休憩時間で保育が手薄になってしまうことがあるのではないかと。 例えば5人のお子さんを1人の保育士さんが見るとするのは、素人考えでもちょっと危険ではないかと。 【事務局 徳江】 そうですね。5人の定員の時には2人が必要になるので、プラス調理をする時、お昼やおやつをつくる時は、プラス調理をする人が入るという配置です。 【井上委員】 では、5人を1人で見るというケースはないということですか。 【事務局】 ないです。2人以上です。 【井上委員】 休憩時間も含めて。 【事務局 徳江】 そうです。必ず2人でということになっています。 【井上委員】 わかりました。 【菊地原委員】 例えば、職員も生身の人間で、ちょっと具合が悪くなった時など、そういう場合でもお子さんは定員で来ている場合は、職員の体制はどうなるのですか。 【事務局 徳江】 もう1人、子育て支援員の研修を終える方がいるので、その方と3人でローテーションを組んで、1日2人が必ずつくようなローテーションを組んで、取り組んでいくということです。 例えば、3人とも、インフルエンザになってしまったというような時には、さむかわ保育園が連携施設となっていて、そちらと協定を結んでいるので、お願いするということもできるようになっています。 【菊地原委員】 その場合、利用している保護者の方は、緊急の場合は行ってから、さむかわ保育園に親御さんが送っていく形になりますか。 【事務局 徳江】 いつの時点で、わかったかということにもよると思いますが、すぐに保護者の方にご連絡をして連携施設に直接お子さんを連れて行って下さいというようなことができる時間帯であれば、そういった対応になるかと思います。 【菊地原委員】 わかりました。ありがとうございます。 【委員長】 さむかわ保育園と連携をしているということですよ。
--	---

	【事務局 徳江】 そうです。地域型保育と言われる家庭的保育については、0歳から2歳児までなので、卒園時にその分の枠をとってもらふ連携施設を設けないといけないというところが決まりになっております。家庭的保育がさむかわ保育園と連携をとっているのです、そういったところを保育園でやっていただけるということになっています。 【委員長】 そういう非常時の場合には、保育園から先生が行く場合もあるだろうし。 【事務局 徳江】 はい。 【委員長】 そういう臨機応変な対応はできるということですね。 【事務局 徳江】 はい、可能ということです。 【委員長】 他に質問はございますか。 町は、その基準にのっとって認可をしているということですので、今は広さの部分に問題点があるという、それをクリアできれば認可をしていくということですので、よろしく願いいたします。よろしいですか。 （「はい」の声あり） 【委員長】 それでは、その他に入りまして、その他の①、②、③、これについて事務局から説明をよろしく願いいたします。 （４）①寒川町家庭的保育事業等指導監査実施要綱の制定について（報告） ＜資料４により説明＞ 【事務局 徳江】 資料を郵送で事前にお渡ししておりますが、その後、庁議にかけて要綱を制定する中で変更になった部分があります。今日、配付させていただいた要綱が正式なものとなります。 それでは、資料４の１ページをご覧ください。地域型保育事業と言われる小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業については、認可基準を満たしているかを確認した上で町が認可をいたします。開所以降も継続的に認可基準を満たしているかを確認するために、児童福祉法により、市町村が認可基準の観点から施設監査を行うこととなっております。 資料２ページに、参考資料として、児童福祉法の抜粋を添付させていただいております。 今まで町には地域型保育事業がなく、監査対象がなかったため、指導監査実施要綱を制定していませんでした。今年１０月に開所した家庭的保育事業がこの指導監査の対象となるので、町の指導監査実施要綱を新規で制定する必要があります。 要綱には、地域型保育事業を対象に実施する指導監査について、指導監査の趣旨、実施対象施設、実施方針、実施体制など、必要な事項を定めました。 ３ページ以降、新規に制定した要綱がありますので、後でご確認をお願いした
--	---

	いと思います。 11月22日に庁議にかけ了承されましたので、決裁がとれましたら、決裁日をもって施行となります。家庭的保育事業については、今年度中に指導監査を実施する予定です。これから要綱に基づく指導監査方針や、指導監査重要事項、様式などを定めた基準を作成し、要綱と作成した基準などをもとに指導監査を実施いたします。 寒川町家庭的保育事業等指導監査実施要綱の制定についてのご報告は以上になります。 【委員長】 以上、報告がありましたが、質問はございますか。 これは、家庭的保育事業の指導監査です。きちんとできているかどうか、いろいろなことの指導監査をする要綱の制定ということですので、こうやって監査していただければきちんと運営されると思いますので、よろしいですか。 なければ、その他の②をお願いいたします。 (4) ②寒川町特定教育・保育施設等確認監査実施要綱の制定について（報告） <資料5により説明> 【事務局 徳江】 こちらも資料を郵送で事前にお送りしておりますが、先ほどと同様に庁議にかけて変更になっておりますので、今日配付させていただいたものが正式なものとなります。よろしくをお願いいたします。それでは、資料5の1ページ目をご覧ください。市町村が確認をした特定教育・保育施設、地域型保育事業等については、子ども・子育て支援法により、運営基準、給付の観点から確認に係る指導監査を行うことになっております。資料2ページに、参考資料として、子ども・子育て支援法の抜粋を添付させていただいております。 町内では、監査対象となる保育所等は、認可保育所4園、施設型給付を受ける寒川さくら幼稚園と今年10月に開所した家庭的保育事業となります。 今後、町で確認に係る指導監査を実施するに当たり、町の確認監査実施要綱を新規で制定する必要があります。 要綱には、特定教育・保育施設、地域型保育事業等を対象に実施する確認制度に基づく指導監査について、確認監査の趣旨、実施対象施設、指導形態、指導内容など、必要な事項を定めました。 3ページ以降、新規に制定した要綱となりますので、後でご確認をお願いいたします。 こちら11月22日に庁議にかけ了承されましたので、決裁がとれましたら、決裁日をもって施行となります。 家庭的保育事業については、今年度中に、先ほどご報告いたしました指導監査とあわせて実施する予定です。これから、要綱に基づく指導監査方針や、様式などを定めた基準を作成し、要綱、作成した基準などをもとに、確認監査を実施い
--	---

	たします。 寒川町特定教育・保育施設等確認監査実施要綱の制定についてのご報告は、以上になります。 【委員長】 質問ございますか。この要綱は、承認を得て議会に出しますか。 【事務局 徳江】 要綱なので、議会には通さないです。 【委員長】 この要綱の中の線で抹消されたのは。 【事務局 徳江】 事前に配付したものと、こういうところが変わりましたという、下線は追加したところで、取り消し線は削除をしたところです。 【委員長】 下線は追加、このまま生きているわけですね。 【事務局 徳江】 下線について、前回はなく、ここで追加したものです。 【事務局 野崎】 5 ページで言いますと、上から線で引いてあるのは削除で、下から7行目の「事項については」と下線が引いてある部分は追加したという意味です。 【委員長】 どうですか。よろしいですか。削除した第10条は、第11条とダブっているから削除されたのですか。 【事務局 徳江】 第10条の一部を削除したのは「報告書を求める」というところですけども、第2項の「要報告事項」と重なっているので、「報告書を求める」を削除しました。 【委員長】 他にどうですか。なければ、次に移りたいと思います。続きまして、3番目の新園の予定をよろしくお願いします。 (4) ③今後の新園の予定について（報告） <資料6により説明> 【事務局 徳江】 資料6をご覧ください。まず、平成30年4月に、町で初めての幼保連携型認定こども園が開園いたします。 認定こども園とは教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持つ施設です。地域における子育て支援を行う機能も持っています。設置者が児童福祉法による認可と、子ども・子育て支援法による確認を受ける必要があります。認可は県が行い、確認は町が行います。 園名は、予定ですが、学校法人正栄学園、認定こども園湘南こども園です。学校法人はこれから設立予定です。 住所は、寒川町大曲1丁目1番6号。 定員は4に記載のとおりですが、保育所部分は2号認定子どもと3号認定子どもの合計で50人となります。幼稚園部分の定員は、1号認定子どもの合計で162人となります。合わせて212人の定員となります。 2ページをご覧ください。保育を提供する日ですが、幼稚園部分は月曜日から金曜日。休日は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、冬季休暇、春季休暇です。ただ
--	---

	し、上記期間のうち日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除き、一時預かり保育を実施いたします。保育所部分は月曜日から土曜日。休日は日曜日、祝日、12月29日から1月3日までです。 保育時間は、幼稚園部分については9時から14時まで。一時預かり保育については始まる前の7時から9時までと、幼児教育時間が終わった後の14時から19時までです。土曜日、長期休暇期間の一時預かり保育の保育時間は7時から18時までです。保育所部分についての標準時間は7時から18時。延長保育は18時から19時まで。短時間は8時から16時まで。延長保育は朝の7時から8時までと、16時から19時までとなっております。 開所予定日は平成30年4月です。 経緯ですが、大曲にあるふじ幼稚園が認定こども園に移行するものです。 幼稚園部分については、園児募集が11月1日に行われ、新入園児は決定しているとのことです。来年度の4歳、5歳児については、今、ふじ幼稚園に在園する児童が認定こども園に移るということです。保育所部分については、町に入所申込書を提出してもらい、審査を経て入所が決定することになります。入所申込期間は12月14日から12月22日までです。 次に、小規模保育事業の予定です。小規模保育事業とは地域型保育事業の一つの類型で、6人から19人の少人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かい保育を行う事業です。0歳から2歳児までの保育なので、保育の内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設定する必要があります。小規模保育事業を行う事業者は児童福祉法等による認可と、子ども・子育て支援法による確認を受ける必要があります。認可と確認は町が行います。 園名は、学校法人相原学園、小規模保育施設そうわです。 3ページ目になりますが、住所は寒川町一之宮4丁目5番8号になります。 定員は、0歳児3人、1歳児4人、2歳児12人の合計19人となります。 保育を実施する日は月曜日から土曜日。休日は日曜日、祝日、12月29日から1月3日までです。 開所時間は7時30分から19時までです。標準時間と短時間については未定となっております。 開所予定日は平成30年6月1日です。 経緯としては、一之宮相和幼稚園を運営している学校法人相原学園が運営する施設です。先ほどご説明いたしました連携施設については、一之宮相和幼稚園になるということです。 以上、2施設が来年度、開園予定となっております。詳細が決まり、開園に当たって町が認可、確認をする際には、家庭的保育事業と同様にご意見をお伺いすることとなります。今時点で次回の子ども・子育て会議の開催は未定ですので、
--	--

	ご意見については郵送し、書面でお伺いすることを考えております。お忙しいところ申しわけございませんが、その際にはご協力をお願いしたいと思います。 今後の新園の予定についてのご説明は以上となります。 【委員長】 説明がありました③について、質問等はございますか。 【菊地原委員】 ふじ幼児園がこども園になるにあたっての説明会に私も聞きに行かせていただきました。その時に在園児の父兄の方から、まだ十分に理解できてないだろうというのをものすごく感じました。細かいことを言えば給食のことや行事のことも含めて、在園の親御さんはこども園に移行するにあたってどうなるかというのが本当にわからなくて、不安だろうということをすごく感じました。これから入園を希望している親御さんについても、ご父兄の方たちの意見が出ていの中で実際どうなのか、私が行った説明会では具体的なところが決まっていなかった部分もあったので、私から運営している会社の担当者の方に直接ご連絡させていただいて、親御さんがわからない事を支援センターでまとめて質問させていただいて、それは後でホームページに回答として載せていただきました。支援センターの中で出ている声というのと、職員募集のところでは、保育園も含めて通わせたい親にとって、職員が開所までに揃うのかという事です。 他の保育園と違うところは、保育園として0歳から上がって3歳になる時に、幼稚園さんと同じような入園金という、同じ保育園のお子さんでも3歳になった時点で支払わなければいけないというところで、もしかすると他に入る保育園がなくて、こども園にそれを承知で入れていた方で、3歳になった時に転園したいという声も出るのではないかと、そういう場合にそのお子さんたちはスムーズに転園という形をとれるのかお伺いしたいと思います。 【事務局 徳江】 保育士さんの募集については、何度も今運営しているテクノシステムズさんの担当の方にお伺いをして、全国的に募集をかけているということで、今時点で全員は揃っていないけれども、いろいろなところで募集をしていて、おおむね職員が決まっているということで、職員は必ず揃えとおっしゃっていました。 それと、保育園で0歳から入所された方が3歳になった時に、施設整備費として8万円をお支払いすることについてですが、保育園は12月14日から申し込みが始まります。普通の保育園は毎月保育料をお支払いいただければいいですが、認定こども園については3歳になった時に施設整備費とか、制服を揃えとか、そういうこともございますので、申し込みにあたり必ず園にご連絡をして、そういったところを確認して了承した上で希望園の名前を書いて下さいと、町ではお願いをしております。 【菊地原委員】 そこに同意した方が保育園部分に入園するという形ですか。 【事務局 徳江】 申し込みをする際に、認定こども園については開所予定とい
--	---

	うことで、建物も今現在、建てているところなので、場合によっては4月開園に間に合わないことも可能性としてはありますので、入所が決まった場合、開園が遅れた場合には入園も遅れることを承知した上で申し込みをして下さいということで、保護者の方に書面で署名、捺印をいただいた上でお申し込みいただくということで、お願いしています。 【委員長】 県の認可は3月ですか、2月ですか。 【事務局 徳江】 2月に県が建物の確認をするということで、実際に県で認可がおりるのは3月下旬あたりになるということです。 【委員長】 認可定員何人で、何クラスですか。 【事務局 徳江】 認可定員は全体で212人、クラス編成については9クラスです。 【委員長】 資料のクラス編成そのものが認可定員ですか。 【事務局 徳江】 そうです。 【委員長】 3歳児は全部保育園ですよ。 【事務局 徳江】 3歳児は、幼稚園部分が54人で、保育園部分が10人の合計64人です。 【委員長】 そうすると3クラスですか。幼稚園は54人で2クラス、保育園は10人で1クラス。 【事務局 徳江】 あわせた形で幼児教育時間を過ごすということなので、全体で64人を2クラスで見るとということです。 【委員長】 幼稚園のクラスですよ。10人は保育園じゃなく、合同ですから。 【事務局 徳江】 そうです。合同です。 【委員長】 幼稚園ですよ。こども園でも、3歳から幼稚園部分に入るわけですから。 【事務局 徳江】 こども園の保育園部分で申し込みをされた方は10人で、幼稚園に入るという1号認定で入園される方は54人で、全体で64人ですけれども、幼児教育時間については64人全員で過ごすので、64人を2クラスに分けて幼児教育をするということです。 【委員長】 ここは幼稚園部分だと思います。保育園じゃないはずですよ。 【事務局 徳江】 保育園部分と幼稚園部分があって、3歳になると合同で幼児教育時間を過ごす。 【委員長】 だから3歳になると幼稚園部分に入るわけですよ。 【事務局 徳江】 そうです。でも2号認定には変わりはないです。 【委員長】 2号認定は関係ないけれども、幼稚園部分だから普通の保育料を払うはずだと思います。 【事務局 徳江】 保育料は毎月、所得に応じた保育料を皆さんに納付していた
--	---

	だくようになります。 【委員長】 2歳から3歳に上がる時に幼稚園になるので、そこから保育園部分の人で他の保育園へ行きたい人は行くはずだと思います。 【事務局 徳江】 認定こども園というのは、0歳から保育園部分に入った方は3号から2号に変わりますが、保育認定になったとしても幼児教育を受けられるところが他の保育園、幼稚園とは違うところです。保育園で3歳になったから幼稚園に行くということではなくて、1号認定の54人と2号認定の3歳児の10人が合同で幼児教育を受けて、1号認定の方は幼児教育が終わったら帰る方もいれば、長時間保育を利用される方もいる。2号認定の3歳児さんについては、幼児教育が終わった後はそのまま保育を受けることになります。 【委員長】 では私のほうが勘違いなのかな。 【事務局 徳江】 0歳から入った保育の方も5歳まで幼児教育を受けて、卒園ができる園です。 【委員長】 3歳になるときは幼稚園に行くのでは。 【事務局 徳江】 幼児教育は受けますけれども、2号であることには変わりはないです。 【委員長】 2号には変わらないけれど、3歳ですから、こども園でもそこで施設費を別に払って、幼稚園部分に入るということではないですか。 【事務局 徳江】 保育園部分で入った方が、3歳になったときに幼稚園部分に入るということではなくて、2号認定のままで、幼児教育と一緒に受けられるということになります。1号認定に変わるわけではないです。 【委員長】 1号認定には変わらないです。2号は2号ですけども、幼稚園部分になるはずですけども。そのまま幼稚園に入る。 【事務局 徳江】 幼稚園に入るのではなく、幼児教育を受けられる。 【委員長】 一緒です、同じクラスですから。保育園は幼稚園とは違うから、幼稚園だったら別クラスでやらないと、保育園にはならないので。こども園は幼稚園と保育園が2つ一緒になっているので、保育園は保育園、幼稚園は幼稚園。3歳になったら幼稚園に切り替わるはずなんですけど。 【事務局 徳江】 切り替えるというより幼児教育を受けられる。 【委員長】 幼稚園部分と保育園部分がありますね。2歳までは保育園ですけども、3歳になると保育園部分がないので。 【事務局 徳江】 保育園部分は残っていますので、幼児教育時間が終わったら保育を受けることになります。 【委員長】 朝早く行って、午前7時半から9時半までは保育園。9時半からは幼稚園部分なので午後2時で終わりますから、帰る人は帰る。預かりがある人はその後預かりを午後7時ぐらいまでやるはずですよ。だから、ここの部分は幼稚園
--	---

	の部分だと思います。幼稚園と保育園が一緒になって1クラスでやるのは、あり得ないと思います。 【事務局 徳江】 1号認定の54人と2号認定の10人は同じクラスで、2クラスに分けて幼児教育を受けることになります。県のほうも実施計画を受けて、2クラスで幼児教育をするということで、実施計画は通っています。 【委員長】 わかりました。私ももう一回確認します。 【事務局 野崎】 こちらもきちんと確認したいと思います。 【井上委員】 3歳で3号から2号に移る子については、先ほどの8万円の設備整備費は不要ですか。 【事務局 徳江】 いえ、必要です。 【菊地原委員】 保育園として入園しましたが、そのまま保育園として0歳から入っているお子さんが3歳になると必要です。 【委員長】 だから、幼稚園に行く事になるんです。 【菊地原委員】 日中は幼稚園部門のお子さんとは過ごすだけであって、保育園部門のお子さんなんです。 【委員長】 3歳になると幼稚園に入るんです。だから、入園料として払います。3歳になったら保育園と合同でやるというのはあり得ないんです。3歳になったら幼稚園なんです。こども園は2歳までは保育園、3歳からは幼稚園なんです。だから3歳になったら入園料払って幼稚園になるから、保育園に行きたい人は他へ行かないといけない。 【菊地原委員】 親御さんの中には、こども園の中で保育園には5歳までの機能もありますということなので、保育園としてそのまま卒園までいさせたいという親御さんに関しては、3歳になった時にその8万円を払うということですよ。会社側の説明はそうでした。 【委員長】 機能はあるけれども、支払うということは、そこで幼稚園に入るといことです。幼稚園に入らないなら、払う必要ないですから。 【菊地原委員】 もしそうなら、親御さんはその理解はしているのでしょうか。 【事務局 徳江】 それは、今、準備委員会があるのでそちらに確認をして、了承した上で申し込みをして下さいというお願いはしています。 【委員長】 幼保連携の認定こども園でも2歳までしか保育園はできません。3歳からは幼稚園になります。でも入園料としてはもらえないので、名目を変えているところがあります。保育園と幼稚園が一緒のクラスで、合同でやるというのはあり得ないです。 【井上委員】 イメージとしては、保育園に行っても制服は着て、一体的なという感じですか。 【鷲見委員】 幼稚園は例えば午前中から2時までという保育時間、保育園は朝
--	--

	早くから夕方までという時間で、かぶっている時間を幼稚園で過ごしますよ、今までは保育園と幼稚園は全く違うもので、別のところで別に運営していたものを、2個一緒にこども園であわせようとするから、1号、2号、3号という号で分けた子どもたちの人数が出てくるということですよね。 【事務局 徳江】 そうです。 【鷺見委員】 一つのこども園という形で、保育園として預かっている長時間の子どもも、幼稚園の人数枠で預かっている子どもも、その園で同じ建物の中にいる共通の時間がありますから、その中で一緒に過ごすなら制服を買って下さい、この中の施設を使うから施設利用費を払って下さいという説明になっているということですよね。 【事務局 徳江】 そうですね。保育園部分は0歳児から5歳児まで、幼稚園については3歳児から5歳児までであるということです。 【鷺見委員】 幼稚園の時間内は幼稚園に来ている子どもたちと一緒に過ごして、それ以外の前後の時間は保育を受けるということです。幼稚園に行っている子は延長保育という形でお願いして延長してもらうという事ですよね。 【委員長】 認定こども園というのは幼稚園と保育園が一緒になっている幼保連携型と幼稚園型のこども園があります。幼稚園型というのは3歳からです。幼保連携型は0歳児から預かれる。2歳までが保育園部分、3歳から5歳までは幼稚園部分。だから、保育園でやっていたものは幼稚園に切り替わる。でも、やっている時間は保育園と同じように、早朝から19時ぐらいまでは預かることはできる。だから、保育園をやっている幼稚園に行って、また保育園に戻ってくる。3歳からそうやって移動します。保育園と幼稚園が一緒に保育するというのはあり得ません。3歳で幼稚園になる、そこで保育園でなくなるから、幼稚園の部分に入るのに8万円なり支払う。保育園に行くのであれば8万円は要らない、支払う必要はないです。 【事務局 宮崎】 内閣府・文部科学省・厚生労働省で出しているハンドブック、認定こども園等の子ども・子育て支援新制度ができた時のQAの中で、今のクラス分けとかその辺に関わることだと思いますが、「幼保連携型認定こども園の学級編成について、1号認定、2号認定の子どもで学級を分けることは可能か、また異年齢の3～5歳を一クラスにすることは可能か」という質問に対して、「教育時間について編成する学級については、原則として1号、2号を区別せず、一体的に行うことを想定しています」という回答になっています。ということは、今のここの1号認定の54人と2号認定の10人というのは一緒にやるという、逆にそれを想定している制度ということだと思います。 【委員長】 それはそれで合っているんですけど。 【事務局 宮崎】 ですので、今、鷺見委員がおっしゃったように、そのこの過
--	---

	す時間が教育と重なる部分と一緒に過ごしますよということであって、あくまで認定上は、1号認定の子は1号認定、2号認定の子は2号認定なので、過ごす場所が全部幼稚園になるだけの話で、そういう特殊性があるからその8万円という、普通の保育園だったらあり得ないものを負担していただくという、そういう前提が出てくるという整理だと思います。 【委員長】 1号・2号は関係ないですけど、一応幼稚園部分になる。 【事務局 宮崎】 過ごす場所が、保育の施設と言われているほうには3号認定の子たちがいますから、それを想定して施設がつくられているので、実際に3歳以上で保育認定になっている子たちというのは、過ごす場所は幼稚園で過ごすから、そこの中に入った時に一緒に過ごす格好になるため、特別な費用がかかりますよという、それを承知して申し込んで下さい。ということを町では説明しますという、そういうお話です。 【委員長】 それを承知で入園してくるわけですね。 【事務局 徳江】 そうです。申込書をとりに来た方にはそういったご説明をしています。 【事務局 宮崎】 菊地原委員がご心配なさっているのは、そういつて申し込んだけど、3歳になって実は負担することがあるということがわかっていると、やはり転園を希望する人が多くなるということのご懸念というか、ご質問いただいた部分だと思います。 【委員長】 それはあります。実際はお金がかかります、幼稚園に入ると。最初は承知してても、2歳から3歳になる時に、やっぱり負担があるからとよその保育園に行く人もいます。 【菊地原委員】 申し込みの時に、親御さんは保育園として申し込むという認識ですよ。そうすると、3歳になった時に他の保育園はそういうお金を支払わなくていいのにと、そこが一番の違いになると思います。親御さんはあくまでも、こども園の中の保育園を必要として利用する。そうすると、親御さんにとってみたら、とりあえず入るところがないからこども園のほうに、3号認定の時は入れていたけれども、他の園ではない制服代、教材費8万円という負担の部分で、途中で転園できたらしたいというご希望の人も出てくると思います。5歳まで保育園が必要な親御さんにとってみれば、そういうことは出てくるのではないかと思いました。 【野坂委員】 どこの認定こども園もそういうことが発生していますか。 【委員長】 ないところもあるかもしれませんが、3歳になると、幼稚園は給食費の負担がありますし、入園とか維持費や教材費がかかります。保育園とはかかるものが違う。町から補助があるのは保育料部分だけですから、所得によって保育料の分を負担してもらいます。それ以外のものは個人負担ですが、保育園なら
--	---

	そういうものがあまりないと思います。それはシステム上仕方ない事だと思いますが、親御さんがどう考えるかです。 【藤崎委員】 幼稚園部分の預かり保育という時に見てくださる先生と、保育所部分の延長保育の時に見てくださる先生というのは、幼稚園の時間、午前9時から午後2時までの時間は幼稚園教諭をお持ちの先生が、例えばクラスを見てくださっていたとして、その後の預かり時間になった時に、保育所部分は保育士さんが見るという想定で、間は幼稚園の先生が見てくれますが、結局、子ども何人に対して先生が何人つかないといけないという基準が、幼稚園と保育園ではちょっと違うと思いますが、そうすると、預かり時間はそこで分けられますか。 【委員長】 3歳から同じだと思います。 【藤崎委員】 幼稚園教諭の先生か保育士さんが、子ども何人かに対して何人というふうに、この時間帯はついただければそれでいいという形に。何を言いたいかというと、そこの部分だけ働いてくれる保育士さんを雇うというのは、学童保育にも通じる場所があつて、結局、午後2時、3時ぐらいから夕方まで、午後7時まで働いてくれる人を見つけるのがすごく大変です。こども園の場合はどのように、そこを運用されていて、利用者側はどちらにしたって便利にはなると思います。お金がかかる、かからないはありますが、それがそのまま、1年たったら1年生に上がってきた時に、同じようなことを求められている親御さんたちにとって、それだけの受け皿が、今、児童クラブにはないので、すごく人数が増えて、こういう形があるのであれば働きながら子育てできるという想定でこども園に預けられていた方が、1年生に上がってくる人数がさらに増えると考ええると、非常に不安があります。来年度、再来年度とか、そのままごそっとプラスなので、そこがどういうふうに運用されているのか。 【委員長】 3歳以上で終わった、幼稚園の先生とは別の先生がやっていると思います。クラスの先生はまずやらないと思いますね。 【藤崎委員】 別の先生がその時間から出勤されてきて。 【委員長】 やると思われるし、保育園部分がありますから、それで交代制で。認定こども園の場合ね。幼稚園の場合は完全な預かりですから、基本的には別の先生をお願いする。 【鷲見委員】 一緒だったとしたら、勤務時間がすごく長くなりますよね。 【藤崎委員】 朝から夜までは絶対見られません。 【委員長】 保育園は交代制ですから、大体1日で、1クラスで2人ぐらい交替で見るとは思いますが、そうしないと時間が長いから。1人では時間オーバーです。保育園は1クラス2人ぐらいですよ。交代で。幼稚園は9クラスだったら、基本的には9人先生がいれば足ります。こども園だと、幼稚園部門だけでは6人いればいいですけど、保育園部門では、0歳のところは最低2人、大体2人ずつ必要
--	---

	だと思えますから、2歳まで。 【藤崎委員】 時間が長いので、結局、1日の中でさらに2人が必要ですよ。 【委員長】 あとフリーが余分にはないと、そのクラスだけの人数だけじゃ、先生は足りません。フリーな別の先生がいないと子どもを見切れない。 【菊地原委員】 2号認定のお子さんは、幼稚園の2時以降は純粋に保育園のお子さんということになるわけですよ。そうすると、保育士さんですよ、幼稚園の先生ではなくて保育士さん。 【事務局 徳江】 保育教諭とって、幼稚園も保育園も両方見られる資格があるそうで、そちらの募集をしているそうです。 【菊地原委員】 両方あればいいですけども、例えば幼稚園教諭の資格しかない人が、その後の保育園のお子さんというのにはあたらなわけですよ。 【事務局 徳江】 そうです、保育教諭であれば両方見られるので、両方、長時間預かりの幼稚園で残ったお子さんも見られるし、保育園で延長になったお子さんも見られる。 【委員長】 こども園の場合は、幼稚園教諭と保育士と両方持っていないとできないです。両方持っていないと雇えません。幼稚園は幼稚園だけ、保育園は保育士だけ持っていれば別に問題ないですけど。これからの先生は、みんな大体両方取ると思います。幼稚園しかない人は、この5年間のうちに講習を何時間か受ければ取れるという簡易制度ができていますので、みんなそれを受けて。5年過ぎると、試験を受けないといけない。今は講習受けるだけで両方取れることになりました。認定こども園を作ったおかげで、国の制度がありますから。2年前ですよ、この制度ができて。 【事務局 徳江】 新制度が始まったのは平成27年度からです。 【委員長】 認定こども園でも幼保連携型と幼稚園型と、こども園には2つあり、その他に給付型というがあるので、一応4つに分けて、4つのうち、1つが2つに分かれているので、それがなかなか親御さんにはわからないと思います。我々でもなかなか。 【鷺見委員】 初めてお子さんとか、仕事をされているお母さんからしてみたら、まずこの子をちゃんと安心して預けられるところをお願いするのが、最初の入り口になると思うので、多分、幼稚園に入った時に、ここは認定こども園ですから、この後は幼児の教室に入りますから、その時に初めてびっくりされる方もいらっしゃるでしょうし、今後、小学校に上がった時に、学童じゃないですけど、うちの子認定こども園に行かせたので、小学校が終わった後で受け入れてくれる受け皿がありますかというのを、当たり前を考えていらっしゃる方からしてみると、そこで1つ壁に当たるという感じはします。 【委員長】 ともかく、先生を募集するのが大変だと思う。学童でもそうだと思う。
--	---

いますし、幼稚園でも保育園でも。保育園を各県でどんどん作っていますから、先生が足りないです。保育園というのは1つの園に20人ぐらい必要ですから、それが毎年50ぐらいできているのかな、保育園。神奈川県下でも、全国の市町村でね。そこでもう1000人、急に新しく必要になってきますから、先生が足らなくなってくる。

先生のほうは何かかなと思います。派遣など、紹介が今は結構あるので。でも紹介頼むと、契約金を年収の何割か支払うので、そういうところからあまりとらない幼稚園が多いみたいです。あまり評判が良くないみたいです。

でも、認定こども園にしようという国の方針ですから、幼稚園の部分になっても親の負担がこれからは少しずつ国で補助など、無償化をやっているのです、そういう意味で、基本的には、大体が認定こども園になっていくのかな。そうすると、保育園をつくらなくても十分足りてきますので。

今、認定こども園でいろいろな意見が出ましたが、基本的には、これから認定こども園になっていくだろうと思います。それが一番、行政の負担が少なくて済む。保育園をつくれれば相当な金額が必要になります。

【鷺見委員】 移行期間だからいろんな意見が出てきますね。

【委員長】 でも、働いている人にはすごく有利になってきます。

何か質問ございますか。よろしいですか。

それでは、本日の議題は全て終了しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

その他

【藤崎委員】 すみません。終わる前に、お時間をいただいてよろしいですか。

NPO法人寒川学童保育会から来ております藤崎と申します。現在の寒川の学童保育の状況について、皆さんにご意見をお伺いしたいところがありますので、お時間をいただきたいと思います。

学童保育に関して、この支援事業計画の中に位置づけられていまして、放課後児童健全育成事業がありますが、前回の会議の時に確保提供量については実績等で、10%以上の乖離がないということで見直しは行いませんと、前回の会議で質問しお答えいただいています、計画の中の確保方策の考え方の中に、放課後児童クラブについて実態に応じて計画的に整備等を実施しますと、実態に合わせて計画を見直しますと書いてあります。人数のところに、今できる限りのことはして、利用者がみんな入っているので、特に見直しをかけられずにいってしまったので、事業計画のほうも、特に詳しく児童クラブのことに載っていません。現状として今年度、待機児童が出ていて、来年度の待機児童の人数がさらに増える見込みがあります。それは1年生、2年生で継続を希望されるお子さ

	んがすごく増えています。それは例年、保護者会として、子どもを預けている当事者、現役の保護者が自分たちで組織を運営するという形をずっととってきましたので、そこにかかる労力が多くて、その運営上の問題で、1年間の契約をしてもらわないといけないとか、そういうかなり厳しい状況の中、預けて、自分たちも頑張るから、子どもを預けて、仕事や家のことをしなくてはならないという方たちのためにあった組織だったので、最小限に抑えられていたという部分で何とかやってきました。保護者では、手に負えない状況になった時に任意団体を立ち上げ、せめてお金のことや、待機児童の対策などはやるのでということで始めて、それが2年前です。 2年前に、保護者が動いていた時に募集をかけたお子さんたちについては、1年生から2年生に上がる時に、例年どおり、人数の半分ぐらいはやめて半分ぐらいは残るとい形に、2年生になると役員をやらなくてはならないので無理という保護者も多いので、やめてしまいます。昨年度NPO法人を立ち上げて、しっかりした運営ができるようになってきたところ、NPOとしてやるぐらいのしっかりした対策の中で入ってこられた1年生の児童さんたちは、来年、かなり残ります。さらに、1年生が2年生に残ることも多いです。もっと言うと、2年生、3年生の子たちが、4年生、5年生になってもまだ通わせてほしいというお子さんも、その必要性が高いということです。親が助かるとか、そういうことじゃなくて、点数でちゃんと分けていますから、保育をしないといけない、必要性があるということです、6年生まで対象の事業なので。残る人数が多いということは、必然的に定員に対して残る人数が多ければ、新規に受け入れられる1年生の枠は、かなり減ります。数字として、この10月ぐらいに継続希望のアンケートをとりますが、継続希望のアンケート結果、来年の1年生で受け入れられる人数が、今年度受け入れた人数よりも半分以下のクラブもあります。 例えば、小谷小のげんきっ子クラブは、今年度、1年生13人受け入れて、さらに待機が3名出ています。来年の新1年生の継続を希望している方が全員残ると想定すると、来年の1年生は4人しか受け入れられません。実際に入学する児童の数、正式な数はわかりませんが、学年80人ぐらいとして、80人中、4人しか受け入れられないです。 他のクラブは、ここまでではないですが、南小学区は建物を建てていただいて、定員が増えますのでいいですが、他のクラブは拡充していないので、本当に残る人数が多くて、1年生で受け入れられる枠がそもそもないです。 そうすると、1年生の新しく入りたいとおっしゃる方たちの就労証明をとり、残る方たちの就労証明をとり、保育園と一緒にですけど、点数で並べて上から切っていくという形をとらざるを得ないです。低年齢だからといって、1年生だから優先ということではなく、1年生のために幾つ枠をあけておきましょうということ
--	---

	はないので、皆さん、必要だから残っています。そうすると1年生も入れないです。来年の1年生に上がる方たちは、本当に厳しい状況にあります。 この点に関しては、ずっと保育・青少年課の方たちと、過去、保護者会でやっていた時はなかなか難しかったです。かなり連携を密にとらせていただいていた、私たちがこういうふうに頑張ります、町としてはこういうふうにやりますということでもかなり協議を重ねてやってきていますが、簡単に言うと何が必要かという、建物を建てないと、部屋や場所が増えない限りは受け入れられないです。小谷小のげんきっ子クラブというところは一番古いです。25人定員のところを30人受け入れて、環境としてはかなり厳しいところで保育をして、それでも子どもたちは元気に通ってくれています。そこの建て替えの検討に入っていた段階で、公共施設の再整備の話になり、今後子どもは減るので、小谷小の中に学童保育を入れろという方針が示されてしまい、建て替え話が、今はできない状況にあり、小谷小の中に余裕教室があるかというとなさそうです。建物としていい状況でなくて、大災害が起こった時、持ちこたえられるかどうかというレベルであり、子どもたちの大切な命を預かるのに不安です。 この状況をNPO法人として頑張って、25人定員のところを30人受け入れてみたり、いろいろ対策はしていますが、ちょっと大きく動いていただかないとなかなかできないところがあって、それを訴える場所がなく、この会議でぜひ皆さんに現状を知っていただきたいのと、こども園の話もそうですけど、こうやって便利になって、そういう状況であるなら働きたい、今までは子どもだけで留守番させていたり、学校が終わった後の時間、子どもだけで過ごす、パブリックコメントにもありましたが、子どもたちだけで頑張っている家庭もある中で、本来やるべき事業というところで、過去のニーズ調査で出ている数字で計算をしてみました、子どもが1年生に上がったら働こうと思っていると、アンケートとして数字で出ている人数からしても、今の定員は学校によっては足りていない。今の状況では、寒川にその世代の子どもたちが流入してきているというわけでないとしたら、ニーズを掘り起こしているというよりは、本来あるべき、やるべきことが表に出てきたと問題を捉えていただいて、便利になれば利用者が増えるという意味ではなくて、そもそも必要なところまで作っていかないと、子どもの健全育成という、子どもを中心に置いて、保育が欠けている状態なのに放置され、子ども同士で責任を負わせ、安全も全て子どもたちでやりなさいという状況になっているというのが一番困る。特にお母さんだと思いますが、就労して自立した形で、税金を払って、公的なお世話にならずにやろうと思っている方たちの後押しになっていかない。子どもを預けなければ働けないとなると、マイナスになると思います。 確保提供量という数字だけで見れば問題ないと捉えられて、今回の事業計画の
--	---

見直しにも載っていませんが、5年前の想定人数で計算していると前回伺って、そうだと思っていましたけど、年単位で状況が変わっているということに、もう少しスピーディーに対応していかないと、数年後、何とかなればいいというものではないです。今の子どもたちは本当に待ったなしで、そこをどういうふうにやっていくか問題です。

一之宮小のわんぱくクラブの外階段が老朽化していて危ないところ、役場の方たちも十分認識されているとは思いますが、安全確保というところですら進まない。1年、2年たってもなかなか難しい。トイレに関しても、子どもたちの健康や衛生面を維持するには、どうだろうという状況があります。そこに関して、いろいろな各方面の方たちに視察に来ていただき、折に触れ私たちも一生懸命訴えています、話が進んでいかないところです。こども園が認定されどんどん増えてくると思うと、単純にこの数だけで判断されてしまうのは、困ったところです。どういうふうにしましょうというのは難しいですが、1つの方向としては、こども園と同じで、小学校のほうも放課後子ども総合プランというのがあります。ふれあい塾を拡充することで学童保育に通わないで済む子たちを見守っていけないかということで、実際に運営委員会もやられていて、まだ今年度は開催されていませんが、来年度、モデル事業として、1校で平日の開催の日を増やそうというところまでしか検討できていません。建物を建てるのが先か、ソフト面で拡充していくのが先か、その点も含めて、全ての子育て支援のところに关わることで、幼稚園、保育園から上がってきたお子さんたちをお預かりする場所です。皆さんにこの現状をお伝えしたいと思って、ちょっとお時間をとらせていただきました。ありがとうございます。

【委員長】 保育園が、待機児童が増えている状態で、学童の人数も増えていくだろうと想定できますけど、町でいろいろ助成や検討はしてもらっていると思いますが、なかなか行政の問題は、個人とは違って時間がかかるのは通例です。仕方ないと思いますが、相談をしながらやってもらえれば、町のほうも子どもの安全・安心が大事ですので、協力はしてもらえenと思います。確かに、これからは増えてくだろうと。今は3年生までじゃないですか。

【藤崎委員】 対象は6年生までになっています。

【委員長】 前は3年生でしたね。

【藤崎委員】 数年前に、3年生と4年生と何が違うという話があつて、実際に私の知っている限りだと、東京など少し治安も心配で、ご両親の就労時間が長い、フルタイムで働いているようなところだと、6年生まで、学童保育や児童館なりを利用するというのが当たり前です。お金に余裕のある方たちは習いごとで埋めることはできますが、できる人とできない人がいます。全部の子どもたちを平等に見守れる最小限の居場所は作らないと、親の力だけでは。親がいいと言えば1

人で過ごしている子もいます。本当にそれでいいのかというところはあります。社会全体で見えていかないといけないと思っています。

【委員長】 あとは民間にやってもらえないかということと呼びかけることも必要ということかな。自分たちだけで考え、民間にお願いして、やってもらえないかとか。ただ民間だと商売として利益が出ないとやらないでしょうけど。

【藤崎委員】 預かりの時間だけ先生を集めるというノウハウをぜひ教えていただきたいです。午後の時間帯、午後から夜の時間帯だけで働いてもいいよと言ってくれる方たちをどうやって確保していくか。建物が第一ですけど、その次に先生の手配、非常に厳しいです。ある程度保育の経験があって、その時間に働いてくれて、夏休み、春休み、冬休みは朝の8時ちょっと前から夜の6時半過ぎまでという時間の中で働いてくださって、でも平日は夕方だけ、そこに魅力を感じて働いてくださる方をどういうふうに、どういうルートで集めてらっしゃるのかをぜひ教えていただきたいと思います。

【委員長】 それは難しい。派遣をお願いするか。でも派遣は高いからね。業者がいますからね、そういうところへお願いして、そこから派遣してもらおうとか。

【事務局 野崎】 すみません、学童のところをお話いただいたので、少し、町のほうとして、今日は担当課長が議会のほうの記者会見もあってそちらに行っています。担当者、課長、藤崎委員のほうと学童と、調整をずっと重ねてもらって、要望もいただいています、なかなか町としても限られた予算の中で応えられていない部分もいっぱいあります。

学童の、小谷小が一番待機児童も出ていて、できれば施設も建て替えをしてほしいという話もずっといただいています、町としてもなかなか予算がつかない、人口は減っていくけれども、保育ニーズと一緒に、そのニーズは減るということではないだろうという認識にも立ってはいます。

女性が働いて、就労できるように、そういう世の中にしていこうという、国全体としてもそういう動きにある。町全体の動きとしても、寒川町の人口がこれから先、長い目で見れば減っていくという中で、それでは困るので、子育て含めて魅力ある町にして、できれば子育て世帯に寒川町に移住して欲しいという政策を今から打っていく流れもあります。そういったことの中では、そういうことをするのであれば、保育のニーズから学童まで、体制も当然整えた上で、町として政策は打たなくてはいけないというのは思っていますが、確かに思っていますが、お金がなかなかないというのは本当に実情で、迅速な対応ができていないということにもなります。

一之宮小学校の非常階段も、危ないというか、さびていますね。そういう事も聞いていまして、今も予算査定の中で、我々としては上げています。ただ、今また保留になっています。どうしたらいいかというのは、早急にやったほうがいい

というのは認識していますが、まだやるという決定まで至っていない状況で、最終的には町長と詰めるところまでは、今、上げていますけれども、最終的にどうなるかという状況です。すぐに対応できるという状況に、なっていないということと、子育て部門については、やっぱり町としても、我々の所管の部が、予算がない中でもできるだけ予算をつけていくということで、認定こども園や小規模保育にしても、国・県から、補助が出ますが、町からも補助を出すという中で莫大な予算になっています。だけど、そこはやっていこうということでやっています。町全体の予算ですけど、子育て部門には予算をかけていくということでやっているということだけ、承知していただければと。それ以上、いつやりますとかやれますとは言えませんが、認識は持って、我々も対応しています。以上です。

【望月委員】 私も自分の考えがうまくまとまらなくて、発言しようか、タイミングを逃してしまって申しわけありません。

パブリックコメントの障がい児施策のところの内容は、私はとても心痛い思いながら読みました。どうしたら悩んでいる方に繋がるかを考えていました。この方が、ポイントの1つとして、障がい者手帳というのがあると思うので、この方が手帳をおとりになったかは文章からわからないですが、手帳をおとりになって、障がい福祉担当課と子育て支援課が繋がっていただくことで、さりげなくでも、私がそうだったような気がします。下の子に障がいがあり、手帳をとったポイントで、ひまわり教室のパンフレットをもらった記憶があります。ひまわり教室に通うことで、その当時、山田先生がいらっしゃったので、経験も知識もたくさんある方なので、心強い相談相手になってもらえました。回答にある相談員が2名というのは、大槻先生と山田先生ですか。

【事務局 秋庭】 そうです。

【望月委員】 自分の子どもが、障がいがあった時に、子育て支援課に直接行くということが繋がらなかったと思います。手帳をおとりになって、そのポイントが役場に来るきっかけになっていれば、ひまわり教室や子育て支援課のほうに助産師さんがいらっしゃるので、お声をかけていただけると、繋がるチャンスになると、こんなに1人で悩んでということにならなかったと思います。

助産師さんと保健師さんは、健診の時にいらっしゃる感じですか。

【事務局 宮崎】 助産師・保健師は、常時、窓口にあります。

【望月委員】 窓口には直接行くよりは、乳幼児のお子さんが集まるような、健診の時にもいらっしゃいますか。

実際育てていて、健診に行っていないです。一般的な考えとしては、6カ月や1歳、1歳半と、定期健診に連れていくのは当たり前と思われれます。もちろん、私も上の子はそうしてきたのですが、障がいのある子を育てていると、虐待でもなければ、うつでもないですが、理由がそれぞれにあって、行かない場合もあり

	ます。そうすると、そこで繋がるチャンスを逃してしまうので、手帳をとって受給者証をとられた時に、障がい福祉担当課のほうでお声がけをして、紹介をしていただけると、繋がると思いました。 あとは個人的ですが、私も参加させてもらった親子の会というのもあって、ひまわり教室を卒業したお子さんのお母さんたちが多いです。名前は親子の会、障がい児の親の会ではなく、親子の会としたところは、いろいろな方がいろいろな情報交換の場所として、こういう窓口が欲しい、その窓口がないということで困ったことから立ち上がった会なので、別に、名前のついた、障がい手帳を持っている方じゃなくても、いろいろな方が相談し合ったり、愚痴を言い合ったり、情報交換をできたらいいという場所として親子の会ができたので、お声がけをしていただけると、お母さんたちが気軽な感じでしゃべっている会で、会費を取っているわけでもなく、メンバーとして登録が必要でもないの、健康管理センターで、月1回情報交換や、福祉課の方をお招きして勉強会のようなことをしている会なので、ぜひ紹介していただければ。1人で悩まれるお母さんが減ったらいいと思います。よろしくお願いします。 【事務局 今澤】 ご意見ありがとうございます。今年から、のびのびすくすく担当で、私たち保健師と、あと、助産師もおりますが、それと子育て相談員の山田先生、大槻先生が全て同じ担当になりました。これまでも、健診に来られないお子さんにつきましては、全員把握ということで、訪問やお電話で全てのお子さんの状況を確認はしていましたが、漏れてしまうといけないということで、全てのお子さんについて、健診に来られなくてもサービスをご案内できるように努めてまいりたいと思っております。 また、現在は、ひまわり教室ともに、チルチルの会という、青い鳥になってもらえたらいいなということで、チルチルの会という名前をつけまして、ひまわりに通っていらっしゃるお子さんの現在の状況、また、母子保健のほうとお子さんの相談等での対応が必要ないかということも含めまして、継続的な支援を心がけております。 あと、幼稚園に通っているお子さんにつきましても、ひまわりから幼稚園に行ったお子さん、また、母子保健から幼稚園のほうに繋いだお子さんがその後どうなっているか、逆に、保育園、幼稚園に通われてから心配されるお子さんも多いので、逆にその相談も連携して、支援センターのほうからも情報をいただいたり、民生児童委員さんからも情報をいただきながら、あと、障がい福祉担当も含めて、なるべく繋がりのある関わりができるように努めておりますので、今後いろいろご指摘いただけたらありがたいです。 あと、親子の会についても、関わったお母さんたちもたくさんいらっしゃると思いますので、今後も受け入れていただけるようにご紹介してまいりたいと思
--	---

	ます。ありがとうございます。 【委員長】 障がいのあるお子さんについては、お母さんが認めてくれると相談に繋がりますが、なかなか認めてもらえないというところがあり、こちらからの伝え方が難しいです。 【望月委員】 私も小谷小学校にあることばの教室の先生とも相談したことがありますが、障がいがあるかないかということではなくて、お子さん自身が困っているか、困っていないかというところがポイントだと思います。学校でも幼稚園でも家庭でも、お友達関係、学習面などでお子さんが困っているということが先生方から見受けられたら、やっぱり困っているようですけど、どうですか、お母さんはどういうふうに考えますか、というところはお声がけしても、そういう方向で話をされる分にはいいと思います。 【委員長】 そういう話はスムーズにできると思います。どうしたらいいかわからない場合、専門のところを紹介することはできますが、幼稚園の先生は、幼稚園の先生の免許は持っているけど、心理士の免許は持っていないから。先生も、そういう伝え方がすごく難しいですね。 【菊地原委員】 以前、他市でこういう仕事をしていましたが、寒川町って、本当にほどよい人数なので、母子保健の保健師さんは、多分、寒川町にいるお子さんの名前を言ったら、担当の保健師さんはすぐに、あ、どの子ね、どのお母さんねって顔と名前が一致するぐらいのところがあります。そこはすごく、地域に密着しているというのはすごく感じるところです。私もこのお母さんのこれを読んだ時に、窓口に行って何かを相談したいか、具体的な何かはないけれども、親の思いとして、いろいろな事を話せる人が欲しかったのかなと思うと、もしかしたら支援センターで出会った人だったのか、考えます。そういう面で、窓口をどこか一本ではなく、自分にこの人がいるよということを、例えばそのころに出会った保健師さんとか、幼稚園とか、いろいろな部分、ご近所の人とか、民生児童委員さんもらっしやるし、そういう人がいるということが、もっと私たちが支援者間として発信していかなければいけなかったのかというのは、すごく感じました。 本当に寒川町の保健師さんは、お名前言えば、顔と名前、親子さんがぱっとわかるので、健診に行かなくても、行ってないということも把握してらっしやるでしょうし、そういう面で地域にもっと密着しているよということが伝われば、こういう方はいなかったのかという思いはいたしました。 【委員長】 皆さんからいろいろな提案とか提起が出ましたが、いろいろな部分で相談するというのが一番だろうと。窓口は結構ありますが、それがわからないという人がいると感じました。広報にいろいろ出ていますが、広報は自治会に入らないと渡りませんか。
--	---

	【事務局 秋庭】 全戸配布になっています。 【委員長】 ただ、見ない人は結構多いみたいで、パソコンだと見る、携帯は見るけど、一斉メールのようなシステムができるといいかなと思います。 皆さん、どうもありがとうございました。大変貴重な意見をいただきまして、スムーズに進行ができました。それでは、事務局にお返しいたします。 【事務局 宮崎】 皆さん、長時間にわたりありがとうございました。いろいろご意見もいただきました。今後、参考にさせていただきたいと思っております。 今年度は計画の中間年ということで見直しが主な議題となって開催させていただいてきました。来年度は、もう早いもので、次の５年間に向けた計画をつくるための動きが出てまいります。今後も引き続き、ご指導いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。 来年度は、３回ぐらい開催を予定しておりますが、また時期につきましてはご通知をさせていただければと思っております。 それでは、長時間にわたりありがとうございました。これをもちまして、平成２９年度の第３回寒川町子ども・子育て会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
資 料	○資料１ 寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）に対するパブリックコメントの実施結果について ○資料２ 寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）について ○資料３ 家庭的保育事業の利用定員について ○資料４ 寒川町家庭的保育事業等指導監査実施要綱の制定について（報告） ○資料５ 寒川町特定教育・保育施設等確認監査実施要綱の制定について（報告） ○資料６ 今後の新園の予定について
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	藤 崎 咲 子 白 岩 し の ぶ （平成３０年２月５日確定）